



アジサイ

ハ ン ズ 通 信

編集発行

(株)ハズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市中央区本荘
6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

6月

(水無月) JUNE

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	・
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

6月の税務と労務

- | | |
|--|--|
| 国 税 / 5月分源泉所得税の納付
6月10日 | 地方税 / 個人の道府県民税及び市町
村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 / 所得税の予定納税額の通知
6月15日 | 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内 |
| 国 税 / 4月決算法人の確定申告(法
人税・消費税等) 6月30日 | 労 務 / 児童手当現況届(市町村役
場に提出) 6月30日 |
| 国 税 / 10月決算法人の中間申告
6月30日 | |
| 国 税 / 7月、10月、1月決算法人の消
費税等の中間申告(年3回の
場合) 6月30日 | |

ワンポイント 国民負担率

租税負担及び社会保障負担を合わせた公的負担の国民所得に対する比率。財務省によると、2020年度は44.6%と過去最高の見通しです。なお、OECD加盟国と2017年実績で比べると、日本(43.3%)は比較可能な35カ国のうち下から9番目で、最高はルクセンブルグの93.7%、最低はメキシコの21.1%です。

金融検査のマニユアルの廃止



K信用金庫支店長・S氏（神奈川県）は自社の現状について、「貸し出し先を探すのに苦労している。私の支店は今や預貸率が五〇%を切っている。」そして、「ここに来て不良債権の方は一%を超えてきている。しかし以前の評判の悪かった貸しはがし等をするわけにはいかない。」と話します。

金融機関と付き合いのある中小企業経営者の方は、自社の健全性保持のためには金融機関の今後の融資姿勢や融資動向等を把握しておくべきでしょう。

この課題を読み解くカギにな

るのが、昨年十二月に発表された金融庁の「検査マニユアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」です。

一 金融検査マニユアルはなぜ廃止されるのか？

金融機関の融資姿勢に影響大であった「金融検査マニユアル」（以下、検査マニユアル）が、なぜ廃止になったのか、このことについて、過去に遡って考えることにします（次頁表参照）。

一九九九年七月に策定された「検査マニユアル」は、バブル経済の後始末はできているのか、このままの貸出を行っている金融機関が、自身の健全性を保つことができるのかという危惧のもとに作られました

金融庁のこれまでの考え方

不良債権の処理が最優先課題であった二〇〇〇年代前半までは、検査マニユアルに基づいて個別の貸出についての自己査定や償却・引当の適切性を検証し最低資本比率の充足状況を確認する最低基準検証が取組みの中心でした。

つまり、金融機関が融資実行

にあたっては債務者区分（融資先を区分）を行った上で、担保、保証の有無等をベースに債権を分類し、貸倒引当金を算出する方法で金融機関の最低資本比率を守る（金融機関の健全性の維持）ことを義務づけたのです。

これにより金融機関は融資に当たり、「金融検査マニユアル（別表）」における債権分類基準（要約は最後に注記してありますので、ご参照下さい）を参考に融資を実行することになりました。

これは簡単に言いますと回収を最優先した貸出しであり、金融機関がリスクを取らない形式的な方法です。検査マニユアルにより、過去の業績重視の融資姿勢が二〇年間も続いたことは、事業経営者から見ると不可思議なことです。

一般経済常識から外れた検査マニユアルの弊害が出てくるのは当然です。

金融庁「検査マニユアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」

① 担保・保証への過度な依存、貸出先の事業の理解、目

利き力の低下といった融資行動への影響が生じた（これに対し、バブル以前には、運転資金、設備資金等の資金使途や返済財源に着目し、将来のキャッシュフローを重視した融資が行われていたとの指摘がある）。

② 過去の貸出実績のみに依拠して引当を見積る実務が定着した結果、金融機関が認識している将来の貸倒れのリスクを引当に適切に反映させることが難しくなった（個々の貸出先の債務者区分の変更により引当額を増減させる実務では将来のリスクを適切に反映させることが難しい）。

つまり、金融機関の一九九九年以前の融資について、適切な「貸出先企業の将来のキャッシュフローを重視した」リスクテイクをとったものであったと認めています。

二 金融検査マニユアル廃止後の検査・監督の進め方

では、金融庁は検査マニユアル廃止後、どの様に考えるのか。

〈表〉金融検査マニュアル廃止への経緯

	年 月
1 バブル崩壊後の検査・監督の考え方・進め方	
①不動産関連融資への総量規制の行政指導	1990. 3
②大手証券会社、都市銀行の破綻	1997
③金融システム維持のために民間金融機関へ「公的資金」注入	1998. 3
④複数の長期信用銀行の破綻	1998
2 金融機関の現状と課題に合わせた検査・監督の考え方・進め方	
①「金融検査マニュアル」公表	1999. 7
②「金融検査マニュアル」（中小企業版）公表	2002. 6
③「金融検査マニュアル別冊」（事例20）公表	2015. 1
④「金融検査と監督の考え方と進め方」マニュアル廃止を明記	2018. 6
⑤「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性基本方針）」公表	2019. 3
⑥「金融検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」公表	2019.12

金融庁の考え方には、現在では多くの金融機関において最低自己資本比率の面ではおおむね充足されたとの認識が背景にあります。

一方、人口減少や高齢化の進行、国内市場の縮小、世界的な低金利環境の持続等を通じた競争下で、金融機関の経営環境は厳しさを増しています。このような環境の下では、適切なりス

① 金融機関が自らの経営理念を出発点として、これを総合的な形で経営戦略や各方針を策定し、それに即した形での将来を見通した信用リスクの特定・評価や、自己査定・償却・引当への反映を行いやすくしていく。

② 融資について、担保・保証からの回収可能性だけでなく、将来のキャッシュフローに基づく返済可能性にも着目して金融仲介機能を発揮しようとする金融機関の取組みを妨げない。

クテイクを通じた収益性の確保なしには健全性を確保できず、各金融機関の自助努力の上で運営するよう求めています。

以上が検査マニュアルの作成時から廃止への流れです。

三 今後の金融機関の中小企業貸出しについて

金融庁の検査・監督の方向性から金融機関の貸出はどのように変わっていくのか手探りの状態ですが、A氏は個人的見解とした上で、こう話します。

① 金融機関が二〇年以上続けてきた融資姿勢は一気には変えない。しかし、変えようとしている。このことから経営者は複数行を粘り強く歩く必要がある。

② 三ヵ月先、あるいは六ヵ月先の自社のキャッシュフローを説明する資料（資金繰り表）を作成し、経営者自身が説明できるようにすること。

③ ②と重複することになるが、赤字、黒字企業を問わず正常な運転資金の確保を最優先にした経営を行うこと。このために負担の重い長期借入

金の軽減を図ること（長期借入金の一体化等）。

（注）

金融検査マニュアル（別表）の枠組みは、融資先（債務者）を正常先、要注意先（要注意先債務者のうち「三ヵ月以上延滞債権」又は「貸出条件緩和」の者を要管理先とする）、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分する。そして、正常先、要注意先（要管理先を含む）については、債務者区分毎の債権額に対して予想損失額を確定し、その金額に相当する額の貸倒引当金を計上する。

破綻懸念先、実質破綻先、破綻先については個別債務者毎の回収不能見込額に貸倒引当金を計上するようにしている。

つまり、融資先に対し財務内容の良、不良を区分し貸倒引当金を積みというもの。また、もう一つの基準は、融資に当たり回収の可能性（担保の裏付け）を考慮し、貸倒引当をしるという主旨のものになっている。

オープンイノベーション促進税制の創設

令和二年度税制改正では、政府が推し進める持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点からの目玉政策として、国内の事業会社等が一定のベンチャー企業へ出資した場合に課税の特例が受けられる「オープンイノベーション促進税制」が創設されました。

この税制措置は、自社にない革新的な技術を手に入れるとともにベンチャー支援にも繋がります。欧米では既に行われてい

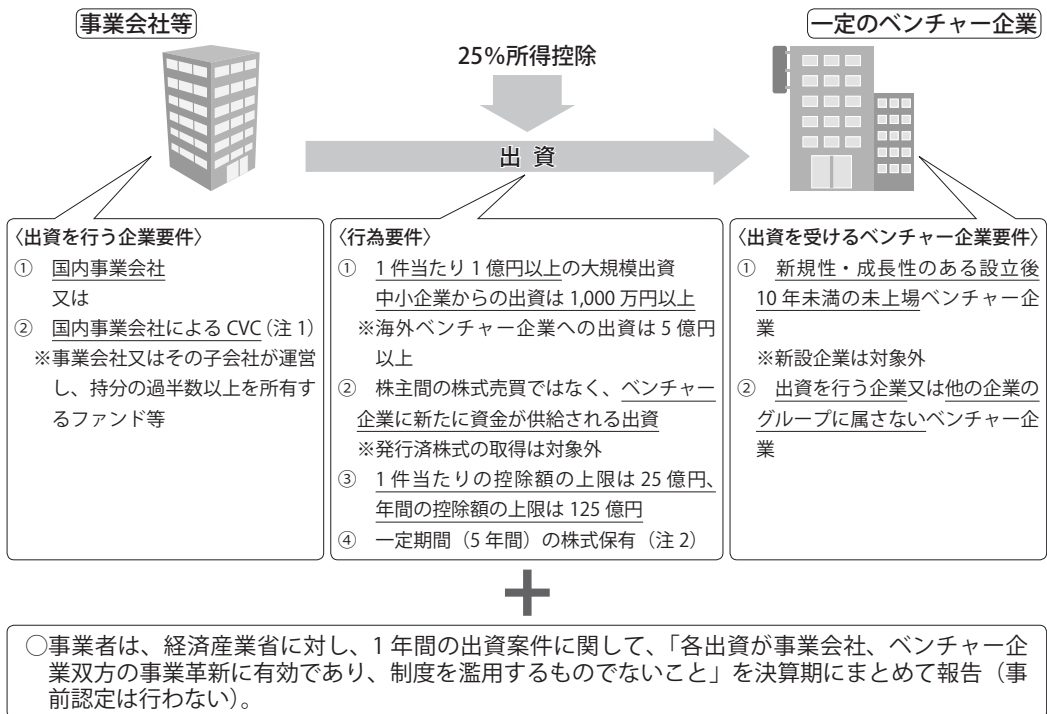
また、大企業はもちろんですが、中小企業にとっても、自社の経営資源の不足を外部リソースで補う取組みは、技術やノウハウ面等において大きな効果を発揮する場合があります。

革新的な技術を有するベンチャー企業とのオープンイノベーションは、今後ますます重要となつてきますので、制度の内容等を確認しておきます。

1 制度創設の背景

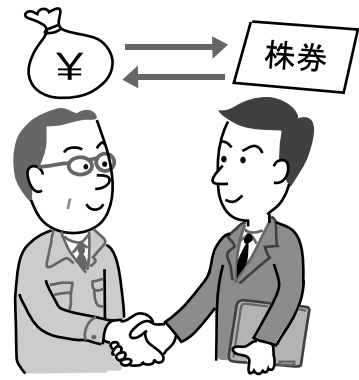
既存企業が従前の閉鎖的でコストの高い自己開発にこだわることなく、新たな分野に投資するなど自ら事業革新を進めることは、この時代において企業が生き残るために必要不可欠となっております。そのため手段として、新しい技術・ノウハウ等を持つイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働し、オープンイノベーションの取組みを重点的に進めていくことが重要であることから、税制面からの支援として、事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対し、極めて異例の措置として出資の一定額の所得控除を認めることとなりました。

なお、制度では、趣旨に沿うよう経済産業大臣の確認や、一定期間内に出資株式を処分等した場合の取戻しの規定も設けられています。



(注1) CVC とは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

(注2) 5年間以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。



2 制度の概要

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行う法人（以下「対象法人」といいます。）が、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に一定のベンチャー企業の株式（特定株式）を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の二五％以下の金額を特別勘定の金額として経理処理したときは、その事業年度の所得金額を上限にその経理処理した金額の合計額を損金に算入することができます（前頁図表参照）。

ただし、特別勘定として経理処理した金額（上限一・二五億円）が限度となります。

また、取得日から五年の間に、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して益金の額に算入されます。

3 対象法人

特定事業活動を行う法人（対象法人）とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社やCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）をいいます。

4 特定株式

適用対象となる特定株式とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後十年未満のものに限る。）又はこれに類する外国法人（以下「特別新事業開拓事業者」といいます。）の株式

のうち一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいいます。

具体的には、以下の①～④が要件となります。

- ① 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合五〇％超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるもの
- ② 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるもの
- ③ その払込金額が一億円以上（中小企業者にあつては一、〇〇〇万円以上とし、外国法人への払込みにあつては五億円以上）であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける
- ④ 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと

なお、日本企業が自社で出来ない事業を社外の力を使うことが狙いなので、グループ会社への出資は対象外とされています。

5 特別勘定の取崩し事由

適用を受けた事業会社が、特定株式の取得から五年以内に特別勘定を取り崩して益金算入となる場合としては、次のようなものが該当します。

- ① 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合
- ② 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合
- ③ 特定株式につき配当を受けなかった場合
- ④ 特定株式の帳簿価額を減額した場合
- ⑤ 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があつた場合
- ⑥ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
- ⑦ 対象法人が解散した場合
- ⑧ 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

長時間労働につながらる取引慣行の見直し



働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、改正された労働時間等設定改善法および労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）が昨年四月一日から適用されています。

注 「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）は、労働時間等設定改善法に基づく指針で、事業主等が労働時間等の設定の改善について、適切に対処するための必要事項を定めたもの。この改正により、事業主が時間外労働・休日労働の削減に取り組むことや、計画的な年次有給休暇の取得促進に取り組むこと等のほか、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することなどが定められました。今回は、「長時間労働につながる取引慣行の見直し」について

て説明します。

一 改正概要

(一) 労働時間等設定改善法の改正
事業主の責務として、次のことが定められました（傍線は改正により加わった箇所です）。(二) において同様。

「事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引に必要な配慮をするように努めなければならない。」
(二) ガイドライン（指針）の改正
改正ガイドライン（指針）では、取引慣行の見直しに関し、次のように定められました。「個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講

じて、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。
このように、中小企業等においては個々の事業主の努力だけでは時間外労働や休日労働の削減に限界があることから、取引先に対しても取引慣行見直しの配慮をすることが求められるようになりました。

二 親事業者と下請事業者の取引

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

(一) 働き方改革への取組

振興基準では、次のことが定められています。

① やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。

② 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば、
・ 無理な短納期発注への納期遅れが理由の受領拒否や減額
・ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
・ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送

・納期や工期の過度な年度末集中

(二) 明確な発注内容

発注内容を明確にするため、次のことが求められています。

① 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。

② 発注内容を変更するときには、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

(三) 労務費上昇についての協議
親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、協議に応じるものとされ、特に人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇については、その影響を反映するよう十分に協議した上で取引対価を決定するものとされています。

三 しわ寄せ防止総合対策

(一) 概要

厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会においては、今年四月からの中小企業への時間外労働の上限規制の適用にあわせ、緊密な連携を図りながら「大

企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策（「しわ寄せ防止総合対策」）が講じられ、次の四つを柱とした取組が行われています。

① 関係法令等の周知広報

労働局・労働基準監督署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用した周知などを行う。

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合は、その情報を地方経済産業局に提供する。

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請・通報

労働局から管内の大企業等に対して、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施する。
下請事業者に対する監督指導

において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報する。

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が下請法等に基づき、厳正に対応する。

・実際の指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報を徹底する。

(二) 不当な行為事例

前記(一)④の「不当な行為事例」として掲げられているものを紹介します。

◇買ったたぎ

事例① 短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。

◇減額

事例② 短納期発注に対する「特急料金」を支払わず、通常代金しか支払わない。

◇不当な給付内容の変更・やり直し

事例③ 配送業者のトラックを数台待機させることを契約で定めていたが、当日になって一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わない。

◇受領拒否

事例④ 発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者側は長時間勤務で対応したが納期に納入が間に合わず、納入遅れを理由に受領を拒否した。

◇不当な経済上の利益提供要請

事例⑤ 商品の発注に関するデーターの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。

これらは「働き方改革」を阻害する不当な行為とされ、「下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性がある」として注意喚起がされています。

資金繰りをつけるに 当たっての注意点

長年、小規模事業者の経営を見ているコンサルタントA氏は、次のように話します。「経営の持続に必要なことは、資金繰りを安定させることである。そして、業績は預金の増加に出てくるものだ」と。

経営を短期的に見るときは、より資金繰りが重要となります。では、資金繰り重視の経営を行う(資金収支を把握して経営する)方法について簡単に説明します。

具体的には、今後2か月間の資金収支見込額を把むことで、3か月先、さらに半年先の打つべき手が見えてきます。

見込額からみて今後の経営が厳しい場合

- イ 役員報酬は生活費プラスαに削減
 - ロ 不要不急の資産の処分・換金
 - ハ 雇用調整助成金等の申請
 - ニ 銀行へ証書借入金の元金停止の相談
- 上記のことを踏まえても資金不足の場合

は、以下を行います。

- ホ 金融機関と保証協会へ追加借入を依頼
- ヘ 取引先に手形期間の延長

なお、給与カットはしないこと、街金・融通手形は厳禁です。また友人・知人・親戚からの安易な借入れは避けてください。

以下の〈資金収支の概算について〉を参考に、是非、ご自身で資金収支の計算を行ってみてください。

〈資金収支の概算について〉

- ① 預金残高の概数を把握
 - ② 月平均の固定費(人件費+家賃等物件費)×2か月分
 - ③ 今後2か月間の予想粗利益額の算定
(月商-月仕入・材料費・外注費)×2か月分
 - ④ 運転資金の収支予想額の算定
(売掛金回収額+在庫換金削減額-買掛金・支払手形額)×2か月分
 - ⑤ 今後2か月間の借入金の返済額
- 今後2か月間の資金収支計算は、①-②+③+④-⑤=2か月後の預金残高予想額

闘争心と感謝心

社長就任後二年目の甲さんは、二五歳で父親(現在は会長)の会社に入社。入社して一八年間、会社内でリーダーシップを発揮できるようになり、徐々に事業承継の準備が完了すると思った頃、甲さんが父親に社長交代の話をする、即、却下。父親は甲さんに、「乙(父親の妹で会社の経理責任者)の信頼を獲得せ

よ」との課題をつきつけられました。二人は、入社以来の犬猿の仲。そうこうしている時に、甲さんは、知り合いのボクシングジムで四人のチャンピオン経験者から話を聞く機会がありました。共通するのは、俺達は闘争心だけではなれなかった、感謝があつてこそ頂点に立てた。甲さんは猛省、乙さんにお詫びと感謝を伝えました。その後、晴れて社長に就任しました。

人との縁

「0.02%」。この数字は何を意味するか、お分りでしょうか。

創業30年後に生存している企業の確率です。

F社長は、自身の会社が50年間やってこられた理由を次のように言います。

「創業以来、端子(電子部品)盤メーカーとして一業に専心してきたことと、人のご縁を大切にしてきた」、「とくに人のつながりは最も大切にしている」

F社長の保有する名刺は11,500枚。なかには、長期間懇意にしている得意先A社だけで269枚。このような具合で、得意先1社だけで10枚以上あることも珍しくありません。

同社の営業マンを得意先に行かせるときは、①行き先の会社から頂いた束になった名刺を持たせる→②営業マンは初対面の担当者に見せる→③担当者は自社の歴史を振り返り、思わず笑顔になるそうです。